

令和4年1月19日

各高齢者通所サービス事業所 管理者 様

大阪市健康局長
大阪市福祉局長

高齢者通所サービス事業所における新型コロナウイルスワクチン
追加接種（3回目接種）について

平素は、本市保健衛生行政並びに福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標題について、高齢者通所サービス事業所における新型コロナウイルスワクチンの追加接種（3回目接種）（以下「追加接種」という。）について、令和3年12月17日付け厚生労働省通知「初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナウイルスワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について」において、新たな変異株の発生等の状況を踏まえ、クラスター発生の場合に限らず、初回接種の完了から8か月以上の経過を待たずに追加接種を実施する場合の接種対象者等について示されたところです。

つきましては、本市では次のとおり8か月を待たずに追加接種を進めていくこととしましたので、各事業所におかれましては、円滑な追加接種の実施に御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 追加接種（前倒し）開始時期

令和4年2月1日（火）以降

2 追加接種（前倒し）対象事業所

大阪市内に所在する次の事業所

- ・通所介護
- ・療養通所介護
- ・地域密着型通所介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・通所リハビリテーション

3 接種対象者

2回目の接種後6か月以上が経過している、高齢者通所サービス事業所の利用者及び従事者

4 接種券

原則、到着した接種券を用いて接種を実施してください。

やむを得ず接種券の到着を待たずに接種を実施する場合は、白紙の予診票（追加接種用）（別紙1）を用いてください。（市外居住者も使用可能）

なお、別紙1を使用する場合は、次の留意事項を遵守してください。

「予診票（追加接種用）」（別紙1）を使用する際の留意事項

追加接種は2回目の接種後6か月が経過している必要があります。

自治体が発行する予診票には、予め1回目・2回目の接種年月日や接種したワクチン名称が印字されておりますが、「予診票（追加接種用）」（別紙1）を使用する場合、各自で接種記録書等を確認し記載していただく必要がありますので、記載誤りがないよう注意が必要です。

「予診票（追加接種用）」（別紙1）を用いて接種を実施する際には、各事業所で接種管理・予診票管理を確実に行っていただくとともに、令和3年11月26日付け厚生労働省通知「[例外的な取扱いとして接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について](#)」の取り扱いを遵守してください。

過去の接種実施日等が不明の場合で対象者が大阪市民の場合は、「新型コロナワクチン追加接種（3回目）用接種履歴確認依頼書」（別紙3）に必要事項を記入の上、大阪市保健所ワクチン接種等調整チーム（corona-haisou@city.osaka.lg.jp）へメール送信してください。保健所にて確認後、事業所へ接種記録を提供させていただきます。※

なお、データには個人情報が含まれるため、送信の際には、必ずファイルにパスワード「corona」を設定してください。

※住民票所在地が大阪市外にある場合は、住民票所在の自治体にご確認ください。

(参考) 接種券発送スケジュール

○前倒し接種対象者への接種券発送スケジュール

2回目接種日（令和3年）		発送（予定）日
主に医療従事者	4月以前	11月26日
	5月1日～31日	12月21日
主に高齢者施設入所者・従事者	6月1日～19日	1月5日
65歳以上の高齢者	6月20日～26日	1月17日
	6月27日～7月6日	1月24日
	7月7日～7月13日	1月31日
	7月14日～7月20日	2月7日
	7月21日～7月27日	2月14日

一般の方への接種券発送スケジュール

※国からのワクチン必要量の安定的な供給が前提

2回目接種日（令和3年）		発送予定日
高齢者以外の市民	6月27日～7月6日	2月21日
	7月7日～7月13日	2月28日
	7月14日～7月20日	3月7日
	7月21日～7月27日	3月14日
	7月28日～8月3日	3月22日

※接種券到着は概ね発送日の2～3日後

※住民票所在地へ送付

※詳細は大阪市ホームページ「[新型コロナウイルスワクチンの追加接種（3回目接種）にかかる接種券一体型予診票などの発送について](#)」をご確認ください

5 接種場所

(1) 接種券が到着している場合

[個別医療機関](#)や[集団接種会場](#)で接種が可能

- ① 取扱いワクチン
ファイザー社製、武田／モデルナ社製ワクチン
- ② 予約方法
大阪市ホームページ「[予約方法について【コロナワクチン予約】](#)」参照
※集団接種会場は大阪市民のみ予約可

③ 持参物

- ・新型コロナワクチン接種の予診票（追加接種用）【接種券一体型予診票】《事前に必要事項を記入ください》
- ・新型コロナウイルスワクチン予防接種済証（臨時接種）
- ・本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）

※上記に加えて、お薬手帳をお持ちいただくと問診がスムーズです。

(2) 接種券が到着していない場合

取扱医療機関（別紙4）でのみ接種が可能

- ・各施設での接種管理が必要となります。
(1・2回目の接種履歴が不明な方は接種できません)
- ・接種にあたっては必ず医療機関の指示に従ってください。

① 取扱いワクチン

武田／モデルナ社製ワクチン

② 予約方法

- ・各施設で接種希望者を取りまとめ、接種を希望する取扱医療機関へ直接予約してください。（※市外居住者も予約可）

※予約後、接種予定者一覧表（別紙5）を作成し、取扱医療機関へ提出してください。

〔取扱医療機関よりデータで提出を求められた際は、ファイルにパスワードを設定するなど、個人情報の取扱いに十分ご注意ください。〕

- ・個人単位の予約ではなく必ず施設ごとに行い、なるべく1回の接種単位は多めにとるようにしてください。（モデルナワクチン1ロット15人のため）
なお、希望人数、希望日によっては接種できない場合がありますのでご了承ください。

③ 持参物

- ・予診票（追加接種用）（別紙1）《事前に必要事項を記入ください》
- ・新型コロナワクチン接種記録書（別紙2）
- ・本人確認書類（運転免許証・健康保険証等）
- ・施設従事者（通所サービス従事者）とわかる書類（職員証等）
- ・1・2回目の接種記録が分かるもの（接種済票等）

※上記に加えて、お薬手帳をお持ちいただくと問診がスムーズです。

6 その他

新型コロナウイルスワクチンの接種について、日々状況が変化しているため、大阪市や厚生労働省ホームページを適宜ご確認くださいませようお願いします。

【大阪市ホームページ】

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種について

<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000524920.html>

【厚生労働省ホームページ】

新型コロナワクチンについて

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html

【連絡先】

【1～5に関すること】

大阪市保健所感染症対策課 ワクチン接種等調整チーム

(TEL) 06-6647-0813

(Mail) corona@city.osaka.lg.jp

【その他】

大阪市福祉局高齢者施策部高齢福祉課

(TEL) 06-6208-9915

(Mail) fukushi-wakuchin@city.osaka.lg.jp

【接種券の発送等、接種全般に関するご案内】

大阪市新型コロナワクチンコールセンター

(TEL) : 0570-065670